

役員のための財務税務会社法ニュース  
**マネジメント・レポート**
**今回のテーマ： 特別支配株主の株式等売渡請求**

5月1日施行の会社法改正により、総株主の議決権の10分の9以上を保有する株主（以下「特別支配株主」）が、他の全ての株主から株式を強制的に取得することができる「特別支配株主の株式等売渡請求」の制度が創設されました。

**1. 概要**

特別支配株主は、株主の全員に対し、全ての株式を特別支配株主に売り渡すことを請求することができます。売渡請求の制度を利用したい意向を発行会社に通知し、発行会社の取締役会が承認すれば、特別支配株主が定めた取得日をもって株式および新株予約権を自動的に取得することが可能です。

株式を売り渡す株主（以下「売渡株主」）への通知は、発行会社が取得日の20日前までに行うこととされています。特別支配株主は、発行会社の取締役会の承認を得たうえで、取引条件として定めた支払期限までに売渡株主へ代金を支払い、株式の取得手続きを完了させることになります。

**2. 株式等売渡請求の手続き**

区 分	手 続 き
特別支配株主	① 発行会社への通知（売渡請求をする旨） <ul style="list-style-type: none"> <li>・対価として交付する金銭の額、又はその算定方法</li> <li>・特別支配株主が株式を取得する日</li> <li>・特別支配株主の完全子法人から取得しない場合はその旨</li> <li>・新株予約権もあわせて取得する場合はその旨</li> <li>・その他（資金を確保する方法、対価の支払期限等の取引条件）</li> </ul>
発 行 会 社	① 承認をするか否かの決定（取締役会の決議） ② 特別支配株主へ承認の可否を通知 ③ 売渡株主への通知（取得日の20日前までに） <ul style="list-style-type: none"> <li>・売渡請求を承認した旨</li> <li>・特別支配株主の氏名又は名称及び住所</li> <li>・対価として交付する金銭の額、又はその算定方法</li> <li>・特別支配株主が株式を取得する日</li> </ul> ④ 株式等売渡請求に関する書面等の備置き <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記③の通知の日から取得日後6ヶ月を経過する日まで</li> <li>・非公開会社は取得日後1年を経過する日まで</li> </ul>

**3. 売渡株主に認められている権利**

- 1) 取得停止の請求：法令違反がある場合や、対価として交付する金銭の額が著しく不当である場合には、特別支配株主に対して株式等の取得をやめることを請求できます。
- 2) 売買価格決定の申立て：特別支配株主が定めた取得日の20日前の日から取得日の前日までの間に、裁判所に対し、売買価格の決定の申立てをすることができます。

**お見逃しなく！**

少数株主をスクイーズ・アウトする手法として、本制度のほかに、①全部取得条項付株式、②株式併合、③金銭を対価とする株式交換などが存在しますが、いずれの手法も株主総会の特別決議や登記を行う必要があるなど、時間的・手続的な面での制約があります。また、株式交換には税制非適格再編による時価評価課税の問題があります。